

[事案 29-264] 増加満期保険金支払等請求

・平成 30 年 8 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

配当金の処理方法が不相当であったこと等を理由に、増加満期保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 12 月に契約した養老保険について、以下の理由により、設計書に記載された額の増加満期保険金の支払い、医療特約の保険料の返還、慰謝料の支払いをしてほしい。

- (1)平成 27 年に本契約の満期が到来したが、本契約に増加養老保険特約（配当金を主契約の買い増しに充当することを約する特約。満期時には増加満期保険金が支払われる。）が付加されていなかったため、増加満期保険金が支払われなかった。
- (2)契約時、募集人から、医療特約を付加すれば設計書に記載された増加満期保険金が受け取れるとか、医療特約は増加養老保険特約と同じものであるといった説明を受けた。
- (3)募集人の故意により増加養老保険特約が付加されていなかったにもかかわらず、保険会社の担当者はそのことを隠蔽しようとした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社は、申立人の要望を受けて、遡及して増加養老保険特約を付加し、増加満期保険金を支払っている。なお、設計書には、記載された増加満期保険金等の金額が、確定したものではない旨の注記がある。
- (2)増加養老保険特約が付加されていなかったことは、医療特約の保険料を返還する根拠とはならない。
- (3)当社の担当者は、申立人の要望に適切に対応しており、申立人を騙すような行為はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような募集人の誤説明または申立人の誤解があったとは認められず、募集人または担当者の不適切な行為があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。